

「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」（平成 19 年 4 月 10 日付け 18 消安第 13845 号。農林水産省消費・安全局長通知）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>別紙 2</p> <p>抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインに基づく<u>確認手続</u></p> <p>第 1 <u>確認手続</u></p> <p>1～6 [略]</p> <p>第 2 中間確認</p> <p>1 第 1 によりセンターの確認を受けた製造業者は、当該事業場（<u>2 回目の更新確認を受けた事業場を除く。3 において同じ。</u>）に係る新規確認又は更新から次の更新の間、1 年を超えない期間毎にセンターによる中間確認のための申請をしなければならない。</p> <p>[以下略]</p>	<p>別紙 2</p> <p>抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインに基づく<u>確認手続き</u></p> <p>第 1 <u>確認手続き</u></p> <p>1～6 [略]</p> <p>第 2 中間確認</p> <p>1 第 1 によりセンターの確認を受けた製造業者は、当該事業場に係る新規確認又は更新から次の更新の間、1 年を超えない期間毎にセンターによる中間確認のための申請をしなければならない。</p> <p>[以下略]</p>